

ついて協議し、7～9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、これら2税とその他の税を対象に積極的な滞納処分などにより集中的な滞納整理に取り組んだところである。

「税外収入」については、1件で11,248,300円の大口滞納事案について、平成26年3月に不動産の公売が成立し、公売代金4,966,300円を平成26年度の収入未済金に充当した。

これらの取り組みの結果、平成25年度決算における収入未済額132,977,400円が、平成27年3月末現在で、77,015,919円となり、55,961,481円減少した。

今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、引き続き市町と連携し徴収支援の充実に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成25年度決算額	17,063,266円
平成24年度決算額	22,023,695円
増 減 額	4,960,429円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	9,966,577円
平成24年度決算額	10,410,892円
増 減 額	444,315円

1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

平成25年度決算における収入未済額2,045,960円に係る債務者の状況は、生活困窮世帯となっているものが1名、債務者死亡で相続人行方不明のものが1名となっており、平成27年3月末までに未済額の収納には至っていないが、定期的な家庭訪問などを通じて、世帯の状況を把握しながら早期納入を求めているところである。

また、収入未済の防止策として、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町役場との連携を強化し、返納金発生未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、収納にあたっては、債務者の生活状況の実態を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うなど、収入確保に努めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生防止に努めたい。

2. 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収にあたっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であり返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重

ねながら回収に努めている。

なお、市町村合併により県から美馬市、三好市に移管され県が徴収すべき債権が残っているケースについては、両市福祉事務所との連携を図り回収に努めた。

このような取組みの結果、平成25年度決算額で15,017,306円であった収入未済額のうち平成27年3月末までに771,681円を収納した。

また、収入未済の防止策として、生活保護全世帯に対し申告義務のしおりを配布し、新たに収入申告確認書に署名させて申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、未収金発生の抑制等に向けた取組みを強化するとともに、民生委員、関係機関等へも申告義務のしおりを配布の上、情報提供の依頼を行った。

今後とも、毎月1回、部内において対策会議を開催し、個々の債務者の状況に応じた対応策を検討するとともに、未収金回収強化月間（11月）には、回収に向けて長期滞納者への重点的な交渉及び所在不明者についての関係者への所在、連絡先等の情報聴取などの集中的な取組みを行い、未収金の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3．母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

さらに、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組みの結果、平成25年度決算額で9,966,577円であった収入未済額のうち、平成27年3月末までに1,165,524円を収納した。

一方、未収金の新たな発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、未収金の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の利用を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、

		収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。
(2) 支出事務で適切でないもの	<p><動物愛護管理センター> デジタルカメラ等の調達に当たり、要求担当者と発注・支払担当者との分離がなされていない。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、所内会議を2回開催し、全職員に対して「物品購入改善マニュアル」について研修を実施し、このような事態を二度と起こすことがないように全職員に徹底した。</p> <p>その際、改めて物品の調達に当たっては、物品要求担当者が購入荷を作成し決裁を得た後、物品要求担当者と異なる発注・支払担当者が見積徴収荷及び経費支出荷を作成し決裁を得ることを徹底していくこととし、担当リーダー及び次長によるダブルチェックにより確認を徹底することとした。</p> <p>今後も、物品購入改善マニュアルに則り、審査体制の強化、手続きの明確化等を図り、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>

監査結果の公表年月日		平成27年3月12日
監査の結果		講じた措置
(1) 支出事務で適切でないもの	<p><徳島視覚支援学校> キーボックス等の調達に当たり、要求担当者と発注・支払担当者との分離がなされていない。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、物品購入改善マニュアルで定められた購入荷と見積徴収荷を使用して担当者の分離を徹底した上で、相互チェックのため必ず副主任者等にも回議して、内部の審査体制を強化した。</p> <p>また、今回の事例を職員朝礼で校長から説明し、教員に対しても事務処理に対する注意を喚起するとともに、物品購入改善マニュアルの趣旨を事務に携わる全ての職員が理解し、適正な事務執行に努めている。</p> <p>今後も、物品購入改善マニュアルに則り、審査体制の強化、手続の明確化等を図り、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>
	<p><徳島聴覚支援学校> 木工機械移設業務委託契約等の締結において、支出負担行為決議書が作成されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>契約締結荷によって契約を締結した際、支出負担行為決議書の作成がなされず、決裁時の確認も十分ではなかった。今回の指摘を受けて、契約締結荷と併せて決裁を行うことを徹底するとともに、回議する職員を増やしチェック体制を強化した。</p> <p>さらに、契約の締結に際しては、その適正な事務処理を行うため、事務の取扱いに疑義が生じた場合は職員間で根拠を確認し合うほか、会計事務の研修に積極的に参加するなど、会計規則等関係法令の熟知と再発の防止に努めている。</p>
(2) 工事の検査に係る事務処理で適切でないもの	<p><国府支援学校> プール用井戸掘削工事において、履行確認が十分行われていないにもかかわらず、工事のしゅん工を承認していた。今後、組織</p>	<p>今回の事案は、プール取水用井戸掘削工事に係るしゅん工検査に当たり、設計図書に規定した工事内容が適切に履行されているかどうか</p>

<p>いもの</p>	<p>的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>を、写真や図面で十分確認することなく、完成後の実地確認と一部の写真確認で工事のしゅん工を承認してしまったものである。 今後、こうした事態の再発防止に向けて次のとおり改善を図り、適正な事務執行に努めていく。 工事請負契約の相手方に、工程表の事前提出、着工前・施工中及び完成時の工事写真の提出を求めるほか、必要に応じて施工図・原寸図の提出も求めるなど、設計図書どおりに履行されているかについて組織的に確認の上、しゅん工を承認する。 特に、完成後不可視となる箇所の施工時には、検査員及び立会人の両名が現場に立会い、設計書どおりに施工されているかどうかを組織的に確認する。</p>
<p>(3) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 徳島北高等学校 > グランドさく井工事請負契約の施工業者選定において、当該工事を行う能力を有しない業者を含めるなど、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、当該工事の施工に係る見積依頼業者の選定において、県の工事関係入札参加資格業者名簿にあるものの、当該対象工事種別の確認不足から、その登録がなされていない業者が含まれていたものである。 今後、こうした事態の再発防止に向けて次のとおり改善を図り、適正な事務執行に努めていく。 工事請負契約の締結に当たっては、入札参加資格業者名簿等に基づき、発注する工事内容に照らして、十分な施工能力を持つ業者を相手方に選定する。 また業者選定に先立って、県教育委員会施設整備課とも事前協議するとともに、校内の物品購入業者選定委員会を活用し組織的確認を行う。</p>
	<p>< 国府支援学校 > プール用井戸ポンプ設置配管工事請負契約の施工業者選定において、当該工事を行う能力を有しない業者を含めるなど、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、プール用井戸ポンプ設置配管工事における見積業者の選定において、機械器具設置工事を施工できる能力が必要であるにもかかわらず、当該対象工事種別の確認が不十分であったため、その能力を有しない業者が含まれていたものである。 今後、こうした事態の再発防止に向けて次のとおり改善を図り、適正な事務執行に努めていく。 工事請負契約の締結に当たっては、入札参加資格業者名簿等に基づき、発注する工事内容に照らして、十分な施工能力を持つ業者を相手方に選定する。 また業者選定に先立って、県教育委員会施設整備課とも事前協議するとともに、校内の物品購入業者選定委員会を活用し組織的確認を行う。</p>